

## 休眠預金等のお取り扱いについて

お客さまへ

旭川信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成 30 年（2018 年）1 月 1 日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）に基づき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成 31 年（2019 年）以降一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法に基づき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまの申し出により払戻しをさせていただくこととしております。

### <休眠預金等の定義>

#### 1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第 2 条第 6 項に規定する預金等であって、当該預金等にかかる最終異動日等から 10 年を経過した預金等をいいます。

#### 2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第 2 条第 5 項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

#### 3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

##### (1) 法定の異動事由

引出し、預け入れ、振込の受け入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等にかかる預金額の異動等、休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する事由

##### (2) 休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 2 号に基づき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は以下のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
当座預金	下記①に掲げる事由
普通預金	下記②、③、④および⑤に掲げる事由
通知預金	下記⑥に掲げる事由
納税準備預金	下記②に掲げる事由
貯蓄預金	下記②、③および④に掲げる事由
期日指定定期預金	下記⑥および⑦に掲げる事由
自動継続期日指定定期預金	下記⑥、⑦および⑧に掲げる事由

自由金利型定期預金（M型）	下記⑥および⑦に掲げる事由
自動継続自由金利型定期預金（M型）	下記⑥、⑦および⑧に掲げる事由
自由金利型定期預金	下記⑥および⑦に掲げる事由
自動継続自由金利型定期預金	下記⑥、⑦および⑧に掲げる事由
変動金利定期預金	下記⑥および⑦に掲げる事由
自動継続変動金利定期預金	下記⑥、⑦および⑧に掲げる事由
定額複利預金	下記⑥、⑦および⑧に掲げる事由
定期積金	下記⑥および⑧に掲げる事由
積金ファンド	下記⑥、⑧および⑨に掲げる事由

- ① 預金者等の申し出による入金帳（磁気ストライプがあるものに限り。）の発行、記帳（記帳する取引がない場合を含みます。）もしくは繰越
- ② 預金者等の申し出による通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合を含みます。）もしくは繰越
- ③ 当金庫の現金自動預払機による残高照会または取引履歴表示
- ④ キャッシュカードの発行もしくは再発行、または当金庫の現金自動預払機による1日の支払限度額の変更（途中で操作を中止した場合を含みます。）もしくは暗証番号変更（途中で操作を中止した場合を含みます。）
- ⑤ 総合口座貸越金の担保になっている定期預金または定期積金にかかる異動
- ⑥ 預金者等の申し出による通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合を除きます。）もしくは繰越
- ⑦ 当金庫の現金自動預払機による解約予約（途中で操作を中止した場合を除きます。）
- ⑧ 当該預金（積金）が総合口座貸越金の担保になっている場合における当該貸越金にかかる異動
- ⑨ 当該積金ファンドを構成する定期積金または定期預金にかかる異動

<休眠預金等活用法に関する追加規定の制定について>

休眠預金等活用法の施行に伴い、本法令における「最終異動日の取り扱い」や「預金保険機構への求償にかかる委任」等について定めた「休眠預金等活用法に関する追加規定」を制定します。

規定の内容については、次ページをご覧ください。

## 休眠預金等活用法に関する追加規定

旭川信用金庫

### 1. (この規定の適用範囲)

この規定は、預金者が当金庫に有する預金（財形預金および譲渡性預金を除きます。）および定期積金（以下まとめて「預積金」という。）について適用されます。

### 2. (休眠預金等活用法にかかる最終異動日等)

(1) この預積金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預積金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預積金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。
- ④ この預積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預積金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預積金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
  - ア. 異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
  - イ. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。
- ③ この預積金に担保権が設定されたこと 当該担保権が解除された日
- ④ 定期性総合口座規定に基づく他の預積金について、当該他の預積金にかかる債権の行使が期待される事由が生じたこと 他の預積金にかかる最終異動日等
- ⑤ 同一通帳に記載されている他の定期預金、通知預金について、当該他の預積金にかかる債権の行使が期待される事由が生じたこと 他の預積金にかかる最終異動日等
- ⑥ 同一通帳に記載されている他の積金ファンド定期預金、積金ファンド定期積金について、当該他の預積金にかかる債権の行使が期待される事由が生じたこと 他の預積金にかかる最終異動日等

### 3. (休眠預金等代替金に関する取り扱い)

(1) この預積金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預積金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預積金にかかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

- ① この預積金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
- ② この預積金にかかる休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと。

(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。

- ① 当金庫がこの預積金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
- ② 前項に基づく取り扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預積金債権を取得する方法によって支払うこと